

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 山縣 真矢 外7名

被控訴人 国

控 訴 証 拠 説 明 書

(控訴審第5準備書面関係)

2025(令和7)年1月14日

東京高等裁判所第24民事部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子
同 寺 原 真希子
他

号証 甲A	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
837	コトバンクウェブ ページ「国民(コ クミン)とは? 意 味や使い方」	写	(印刷 日) 2025 年1月1 日	株 式 会 社 D I G I T A L I O	「国民」の辞書的意味が「国家を構成 し、その国の国籍を有する者」である こと。
838	安西文雄「同性婚 と平等 Same Sex Marriage and Equal Protection」	写	2024年5 月30日	安 西 文 雄	憲法24条1項は、法律上の男女である ことを婚姻の要件としようとする積極 的意図を有するものでも、「両性」との 文言に特定の属性を有する者を排除す る特別な意義を込めるものでもないこ と。
839	EMA 日本ウェブペ	写	(印刷	NPO 法	現時点において、タイヤリヒテンシュ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

	ージ「世界の同性 婚」		日) 2025 年 1 月 1 日	人 EMA 日本	タインなどを含め、既に 39 の国・地 域が法律上同性の者どうしの婚姻を認 めており、このような国は増加の一途 を辿っていること。
840	MARRIAGE FOR ALL JAPAN ウェブペー ジ「日本のパート ナーシップ制度」	写	(印刷 日) 2025 年 1 月 8 日	公益社 団法人 MARRIA GE FOR ALL JAPAN	2025 年 1 月 1 日時点における地方自治 体のパートナーシップ証明制度の日本 人口カバー率が、90.184%に至ってい ること。
841	大河内美紀「性と 制度」	写	2017 年 4 月 25 日	大河内 美紀	憲法制定当初、具体的に同性婚が想定 されていなかったとしても、そもそも 個人の尊厳と平等に基づいた親密な関 係の保障という抽象的原理を保障した ものとして 24 条を理解すれば、法律 婚を同性カップルにも開かれたものと することは、むしろ憲法に合致するも のと解しうること。
842	田中太郎「アメリ カはなぜ同性婚を 実現できたのか」	写	2017 年 10 月	田中太 郎	法学セミナーの 2017 年 10 月号で 組まれた「LGBTと法」という特集 において、アメリカはなぜ同性婚を実 現できたかに関する論考が掲載されこ と。
843	三輪晃義「同性婚 と人権保障」	写	2017 年 10 月	三輪晃 義	法律上同性のカップルを婚姻制度から 排除することの憲法論上の可否を検討 すると、憲法 13 条、14 条、24 条 に違反する可能性があること。
844	渋谷秀樹＝赤坂正	写	2022 年 3	渋谷秀	婚姻の自由に同性婚の自由も含めるべ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

	浩・憲法1人権 (第8版第1刷) [263頁]		月25日	樹・赤 坂正浩	き時が到来したこと。
845	学会回顧・法律時報(95号13号)[15頁]	写	2023年12月	木下昌彦	学会全体の動向を俯瞰すると、かつては現行制度の合憲性の議論であったものが、現在は、現行制度が憲法上問題があることを前提として、法律上同性のカップルにも法律上異性のカップルと同様の「婚姻」を認めることが憲法上要請されているかという議論に移行していること。
846	齊藤笑美子「性的マイノリティの人権」・立憲主義と憲法学(第2巻)	写	2022年11月15日	齊藤笑美子	憲法24条が婚姻制度から法律上同性のカップルを排除するものではなく、婚姻制度が担う正統性の公証の機能を考えると、法律上同性のカップルに現行の婚姻制度とは別の制度を利用させるという「分離すれども平等」という考え方には問題があること。
847	相澤直子「『婚姻の自由をすべての人に』訴訟ー地裁判決の検討ー」	写	2023年9月30日	相澤直子	憲法24条1項の「婚姻をするについての自由」について、異性愛者のみに保障して同性婚を禁止するものではなく、主眼は「婚姻が、当事者の自由かつ平等な意思決定である合意のみに委ねられることを明らかにする」ことにあり、婚姻の本質は「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として公的承認を得て共同生活を営むこと」であって、婚姻に係る決定は「憲法の普遍的価値

					である個人の尊厳」にかかわる重要な事柄であるから、同性愛者にも憲法24条1項による「婚姻をするについての自由」の保障を認め得るものと解されること。
848	新谷菜月「憲法24条はパッケージとしての婚姻制度を利用する事由なのか」	写	2023年9月	新谷菜月	本来婚姻というのは、パートナーと互いに助け合いながら共同生活を送るという関係を築くことを了承し、それを公示する機能を有するものであるから、憲法24条1項は同性間を含めた解釈が可能であり、同性婚が実現していないことについて、少数者の権利を救済する砦である裁判所が憲法違反を言い渡し、法律上同性のカップルに対して婚姻の選択肢を設けることを立法府に義務付けることが求められ、何ら異性間と変わらない婚姻の外観を備えている法律上同性のカップルについて、憲法24条1項の保障を受けられる対象に当然なり得ること。
849	最高裁判所判例解				婚外子の法定相続分に関する最高裁決定(最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁)は、嫡出でない子の法定相続分を嫡出子のその2分の1とする規定の合理性は「個人の尊厳と法の下での平等を定めた憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない」ず、国民の意識・感情につい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

	説民事篇(平成25年度)356頁乃至396頁	写	平成28年12月1日	伊藤正晴	て、一方では「法律婚を尊重する意識が幅広く浸透している」ことを認めつつ、当該規定の合理性は「個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らし、嫡出でない子の権利が不当に侵害されているか否かという観点から判断されるべき法的問題」であり、「法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していること」等は「上記法的問題の結論に直ちに結び付くものとはいえない」として、「人権の問題は単純に多数決によって結論を出すべきものではないという憲法論(人権論)の基本を確認」していること等(373頁)
--	------------------------	---	------------	------	--

以上